平成２８年（再イ）第１０号
大阪市生野区林寺２丁目13番17号
再生債務者　上辻　　亨
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年４月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年４月７日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（再ロ）第４号
大阪府泉南郡岬町淡輪800番地の８
再生債務者　畑井　順次
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年４月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年４月７日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２７年（再イ）第６５号
兵庫県姫路市網干区浜田222番地２　リバーパレス浜田305
再生債務者　北川　　卓
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年４月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年４月８日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（再イ）第２６号
函館市西桔梗町717番地20
再生債務者　濱多　　誠
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年４月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年４月８日　　函館地方裁判所

平成２７年（再イ）第６号
山形県鶴岡市道形町34番35号ベル・コリーヌ103号室
再生債務者　富樫　　晃
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年４月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年４月７日　山形地方裁判所鶴岡支部

平成２７年（再イ）第１３７号
千葉県市川市曽谷８丁目３番12号
再生債務者　竹田　誠一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年４月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年４月８日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（再イ）第１４９号
千葉県市原市千種５丁目８番地５
再生債務者　米澤　和彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年４月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年４月８日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（再イ）第４６号
愛知県西尾市戸ケ崎５丁目９番地４
再生債務者　孝久苑こと　住田　孝彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年４月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年４月８日
名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２７年（再イ）第４７号
愛知県西尾市戸ケ崎５丁目９番地４
再生債務者　住田久美子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年４月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年４月８日
名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２７年（再イ）第３３号
北海道苫小牧市有珠の沢町２丁目14番１号
再生債務者　外川　英樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年４月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年４月８日
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（再イ）第１０号
新潟県糸魚川市上刈２丁目12番１号　黒部川電力上刈社宅102
再生債務者　日野　浩幸
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年４月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年４月８日　新潟地方裁判所高田支部

平成２７年（再イ）第１０号
富山県南砺市松木143番地
再生債務者　高土居雅範
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年４月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年４月８日　富山地方裁判所高岡支部

平成２７年（再イ）第１３号
岐阜県中津川市太田町２丁目６番８号
再生債務者　田中　健太
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年４月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年４月８日
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（再イ）第９号
三重県松阪市桜町672番地12
再生債務者　板崎　信也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年４月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年４月８日　　津地方裁判所松阪支部

平成２８年（再イ）第２号
三重県三重郡菰野町菰野2717―２　ルポ106号室
再生債務者　楢崎　勝美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年４月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年４月８日　津地方裁判所四日市支部

平成２７年（再イ）第１４号
山口県周南市羽島２丁目12番３―505号
再生債務者　倉津　久志
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年４月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年４月８日　山口地方裁判所周南支部

平成２７年（再イ）第２４号
山口県下関市豊浦町大字川棚8236番地１
再生債務者　木村　　聡
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年４月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年４月８日
山口地方裁判所下関支部再生係

独立行政法人酒類総合研究所の役員の任命

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第20条第４項の規定に基づき、独立行政法人酒類総合研究所の役員を任命したので、同条第５項の規定に基づき公表する。
平成 28 年４月 20 日
独立行政法人酒類総合研究所
理事長　後藤　奈美
関　　弘行
独立行政法人酒類総合研究所理事に任命する。
（平成28年４月１日）